

# 令和4年度第3回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和5年2月15日（水）14：00～16：00

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

事 務 局	所 属 氏 名	所 属 氏 名
	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主査 飯岡 多美子
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主査 山本 健太
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子

傍聴者：1名

---

## 会議次第

1. 開会
2. 議事
3. 委員による協議
4. アンケートについて
5. その他
6. 閉会

## 1. 開会

【事務局：高井】

これより令和4年度第3回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を開催します。本日も感染防止対策のため、マスクの着用や換気、消毒を行うこと、そして、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の専任手話通訳者が通訳を行いますのでよろしくお願いいたします。また、福江委員のサポートとして、社会福祉法人はるにれの里の野田様が同席しておりますことを申し添えます。それでは議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いします。

## 2. 議事

【金子委員長】

皆さんこんにちは。前回の会議から4カ月が経ち、少し期間をあけての開催となります。その間に事務局からダイジェスト版が出され会議の振り返りができたとは思いますが、話し合いの中で少しずつ前回の会議内容を思い出しながら進めていければと思います。

少し会議とは関係のないお話をしますが、最近テレビで聴覚障がいや発達障がいの子どもなどを題材としたドラマを目にすることがあります。中には遅い時間帯に放送されているものもありますが、もっと障がいのある人を身近に感じ、理解するきっかけになってもらいたいと思うので、もう少し早い時間帯に放送してもらえるといいのにと個人的に思っているところです。私たちは情報・コミュニケーション条例をつくっていくわけですが、市民にどう理解を広げていけるのかなどを考えながら、良い条例を皆さんと一緒につくっていったらと思っています。

さて、今日の会議ですが、最大で16時を目処に終了したいと思いますので、前回よりも会議時間が30分長くなりますが、円滑な審議にご協力をお願いします。

それでは次第の「2. 議事」ということで、協議事項の条例・方針書の内容の検討について、事務局からお話しをお願いします。

【事務局：角田】

事務局の角田です。皆さんよろしくお願いいたします。

まず初めに、前回の振り返りをしたいと思います。年末にお送りしたダイジェスト版第2号にも書きましたが、前回の会議では三色カードを使いました。今回も皆さまの机の上に置いてありますので、言葉がわかったときや意見に賛成するときは丸いカード、話す人が難しい言葉で話したときやもう一度教えてほしいときは四角いカード、話し方が早いなと思ったときや、英語やカタカナの言葉で聞いたことがない言葉が出たときは三角のカードをそれぞれあげてもらえればと思います。皆さん宜しいでしょうか？

（丸いカードがあがり同意をいただく）

そして、前回から条例の内容について本格的な話し合いがはじまりました。そのときに出された意見を取り入れながら、事務局でもう一度条例のたたき台をつくり直したところですが、それが資料1となります。こちらの内容について、のちほど皆さんと協議していきたいと思います。また、皆さんにお願いをしていました、アンケートの発表もありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、協議事項、条例・方針書の内容の検討についてのお話を終わります。

【金子委員長】

ありがとうございました。本日の協議事項については事務局からお話があったとおり、修正した条例のたたき台を検討していくこと、そして、後半にはアンケートの発表もありますので、よろしくお願いいたします。また、この会議は、議事録作成のために録音をしておりますので、私に名前を呼ばれてからお話しするようお願いいたします。

質問などありますでしょうか。

（質問等、特になし）

それでは次に進みたいと思います。

### 3. 委員による協議

【金子委員長】

それでは次第の「3. 委員による協議」に入りたいと思います。後半にアンケート発表もありますので、協議は15時20分くらいには終了したいと思います。また、協議が早く終わりましたら、すぐにアンケート発表に進んでいきたいと思いますが宜しいでしょうか。

（丸いカードが上がり、賛成をいただく）

それと、会議の途中で10分の休憩をはさみながら進めていきたいと思います。それでは、事務局より資料1についての説明をお願いします。

【事務局：角田】

資料1の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【修正版】」について、そして、協議の流れについてもお話しします。最初に資料1の1ページ目に書かれていることを読みますので聞いてください。

《資料1、石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【修正版】について》

はじめに、前回開催されました第2回検討委員会の中で、委員の皆さんから出された意見をもとに修正したのが、この資料1となります。今回は、前回話し合われた部分をもう一度確かめていき、そして新たな部分についても一つ一つ皆さんと考えていきたいと思います。また、前回出された主な修正点を下に書きましたので、それらを確認しながら会議を進めていきたいと思います。それでは、改めてその修正内容をお読みしますので聞いてください。一つ目、「全ての市民」とい

う言葉だと他人事のように感じるので、そこを「私たち市民」にしてはどうか。二つ目、「特性」という言葉はむずかしいと思うので、「できる方法」や「その人がわかる方法」に言い変えるとわかりやすくなるのではないかと。三つ目、「障がいのある、ない」と「障がいの有無」という文が使われているが、二つとも同じ意味なのでどちらかに統一してはどうか。以上が前回出された主な修正内容となります。

最後に注意点として、条例は法律と同じように、決まった言葉や文書を使わなくてはならないことがあります。これからは、石狩市役所の法律にくわしい人に、私たちがつくった条例の内容を確認してもらいながら進めていくことになり、また、つくった条例の言葉や文を変えなければならぬということもありますので、覚えておいてください。

以上が1ページ目に書かれていることとなります。

次の2ページ目からは、前回協議しました「①前文」から「⑩委任、第9条」まで載せており、最後のページには、前回の条例のたたき台の資料に載せていた、合理的配慮とは何か、などの言葉の説明について載せています。協議は2ページ目からとなり、ページを開くと、左のページには修正前、右のページには修正後と、それぞれ修正前と修正後が一目でわかるように作りしました。また、修正した場所がわかるように、修正部分を太字にして、さらに文字の下に二重線を引いています。これからそれぞれの修正箇所を読みますので、それらの確認と内容について協議をしていただきたいと思えます。

説明は以上となります。

#### 【金子委員長】

今の説明について何か質問はありませんか。

（質問等、特になし）

それでは、協議に入りたいと思えます。引き続き事務局の方よりお願いします。

#### 【事務局：角田】

はじめに、前回話し合われた「①前文」の修正箇所や内容などについて、もう一度皆さんで確認していきたくと思えます。まずは修正部分を読みますので聞いてください。

##### ◆「①前文」の修正箇所

- ・「全ての市民が」という部分を「私たち市民の願いは」に修正しました。
- ・「やさしいまちにすることが、私たちの願いです」という部分を「やさしいまちにしていくことです」に修正しました。
- ・「障がいの有無にかかわらず」という部分を「障がいのある、ないにかかわらず」に修正しました。
- ・「その人の特性に合った方法」という部分を「その人のわかる方法」に修正しました。
- ・「情報の取得やコミュニケーションがとりにくいことで」という部分を「情報の取得が難しい

ことやコミュニケーションがとりにくいことで」に修正しました。

- ・二つ目の「全ての市民が」という部分を「私たち市民は」に修正しました。
- ・「その人の特性に合った情報の発信」という部分を「その人のわかる方法による情報の発信」に修正しました。
- ・「取得の方法、コミュニケーション手段」という部分を「取得の方法及びコミュニケーション手段」に修正しました。

以上が「①前文」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「①前文」の修正部分について説明がありましたが、修正後の内容について何かご意見などはありませんか。

（意見等、特になし）

それでは次の項目「②目的、第1条」に進みます。

【事務局：角田】

次に「②目的、第1条」についてです。こちらも修正箇所などを読みますので聞いてください。

◆「②目的、第1条」の修正箇所

- ・「障がいのある人もない人も」という部分を「障がいのある、ないにかかわらず」に修正しました。
- ・「その人の特性に合った」という部分を「その人のわかる方法による」に修正しました。
- ・「障がいの有無やその特性によって分け隔てられることのない」という部分を「誰もが分け隔てられることのない」に修正しました。
- ・「情報の発信と取得ができること」という部分を「情報の発信や取得ができること」に修正しました。

以上が「②目的、第1条」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「②目的、第1条」の修正部分について説明がありましたが、修正後の内容について何かご意見などはありませんか。

（意見等、特になし）

それでは次の項目「③定義、第2条」に進みます。

【事務局：角田】

次に「③定義、第2条」についてです。こちらも修正箇所などを読みますので聞いてください。

◆「③定義、第2条」の修正箇所

- ・「平易な表現実物」という部分を「平易な表現、実物」に修正しました。
- ・「障がい者」という部分を「障がいのある人」に修正しました。

・そして、もう一つ「障がい者」という部分があったのですが、そこを同じく「障がいのある人」に修正しました。

以上が「③定義、第2条」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「③定義、第2条」の修正部分について説明がありましたが、修正後の内容について何かご意見などはありませんか。

《意見等、特になし》

それでは次の項目「④基本理念、第3条」に進みます。

【事務局：角田】

次に「④基本理念、第3条」についてです。こちらにも修正箇所などを読みますので聞いてください。

◆「④基本理念、第3条」の修正箇所

- ・「障がいのある、ない人にかかわらず」という部分を「障がいのある、ないにかかわらず」に修正しました。
- ・「その人の特性に合った」という部分を「その人のわかる方法による」に修正しました。
- ・「情報の発信と取得」という部分を「情報の発信や取得」に修正しました。
- ・「コミュニケーション手段を円滑に」という部分を「コミュニケーション手段の利用を円滑に」に修正しました。

以上が「④基本理念、第3条」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「④基本理念、第3条」の修正部分について説明がありましたが、修正後の内容について何かご意見などはありませんか。

【杉本委員】

もう少し前に質問をしたら良かったのですが、今行っている協議は修正箇所の確認だけではなく、内容など全体の確認も行っているということで宜しいですね。

【事務局：角田】

そのとおりです。修正の確認だけではなく、内容の確認についても協議を行っています。

【杉本委員】

それではちょっと確認したいことがありました。ページが戻ってしまい申し訳ないのですが、7ページの「③定義、第2条」の「(3) コミュニケーション手段」の部分で、今の時代はスマートフォンを使ったコミュニケーション手段というものもあると思いますが、そういう機器や機械などを使った手段についてもこの部分に書くべきか、または筆談などに含めた解釈でいいのかどうかと思ったところです。

【金子委員長】

コミュニケーション手段としてスマートフォンなどが使われることでもあります。今の「(3) コミュニケーション手段」の部分にそのような言葉を入れるべきか、事務局としてどのように考えますか。

【事務局：角田】

例えば、手話の方針書にはタブレットなどの ICT を使って手話をしやすい環境づくりをしていくことが書かれており、情報・コミュニケーション条例についても、条例にはこのままの書き方だとしても、方針書にはそういうタブレットなどを使っていくことを書いていければと思っています。

【金子委員長】

条例はこのままだとしても方針書で具体的に書いていくということですが、この点について他に意見ありませんか。

【高橋委員】

今後、タブレットやスマートフォン、パソコンなどがコミュニケーション手段として使われていく時代になると思うので、手段の中にそういう言葉を入れていった方がわかりやすくいいのではないかと思います。また、書かれている方が皆さんにとって意識的に浸透しやすいのではないかと思います。

【朝倉委員】

9ページの修正後の④基本理念第3条に「コミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重」と書かれていますので、方針書で詳しく「こういうものを使いましょう」ということが書かれれば良いのではないかと思います。

【市川副委員長】

ここに書かれていることはコミュニケーション手段の定義ということなので、方針書でスマートフォンを使うことなど詳しいことが書かれるのであればこのままの文でも大丈夫かと思うのですが、高橋委員の意見を聞いて、今後スマートフォンなどが多く使われることを考えると、例えば、同じく「(3) コミュニケーション手段」に書かれている「重度障がい者用意思伝達装置」という言葉を「ICT を活用した意思伝達装置等」という表現にして、スマートフォンなど ICT を活用した道具も含まれた文にしてみてもどうかと思いました。

【福江委員】

ICT というのはどういう意味なのか教えてください。

【事務局：角田】

ICT というのは日本語で「情報通信技術」と言って、スマートフォンなどの便利な道具を使ってお話をしたりすることを言います。

【福江委員】

わかりました。

【事務局：角田】

それと、ICTなどの言葉を入れていくかどうか、またどのような表現が良いのかなどを、市の法の担当者を含めて、一度事務局の方で確認をさせていただければと思うのですがいかがでしょうか。

【金子委員長】

今事務局より、法の担当者の意見も聞きながらどのような表現が良いか考えたい、ということですが、皆さんよろしいでしょうか。

（賛成の丸いカードがあがる）

これについては事務局の方で検討してもらい、また改めて報告いただければと思います。

それでは、途中となっていました「④基本理念、第3条」の協議に戻ります。こちらの修正箇所や内容について何か意見はありませんか。

（意見等、特になし）

それでは次の項目「⑤市の責務、第4条」に進みます。

【事務局：角田】

次に「⑤市の責務、第4条」についてです。こちら修正箇所などを読みますので聞いてください。

◆「⑤市の責務、第4条」の修正箇所

- ・「その人の特性に応じた」という部分を「その人のわかる方法による」に修正しました。
- ・「情報の発信と取得」という部分を「情報の発信や取得」に修正しました。

以上が「⑤市の責務、第4条」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「⑤市の責務、第4条」の修正部分について説明がありましたが、修正箇所や内容について何かご意見などはありませんか。

（意見等、特になし）

それでは次の項目「⑥市民の役割、第5条」に進みます。

【事務局：角田】

次に「⑥市民の役割、第5条」についてです。こちら修正箇所などを読みますので聞いてください。

◆「⑥市民の役割、第5条」の修正箇所

- ・「その人の特性に応じた」という部分を「その人のわかる方法による」に修正しました。
- ・「情報の発信と取得」という部分を「情報の発信や取得」に修正しました。



以上が「⑥市民の役割、第5条」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「⑥市民の役割、第5条」の修正部分について説明がありましたが、修正箇所や内容について何かご意見などはありますか。

《意見等、特になし》

それでは次の項目「⑦事業者の役割、第6条」に進みます。

【事務局：角田】

次に「⑦事業者の役割、第6条」についてです。こちら修正箇所などを読みますので聞いてください。

◆「⑦事業者の役割、第6条」の修正箇所

- ・「その人の特性に応じた」という部分を「その人のわかる方法による」に修正しました。
- ・「情報の発信と取得」という部分を「情報の発信や取得」に修正しました。
- ・「障がいのある人や、その人の特性に応じた」という部分を「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法で」に修正しました。

以上が「⑦事業者の役割、第6条」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「⑦事業者の役割、第6条」の修正部分について説明がありましたが、修正箇所や内容について何かご意見などはありますか。

《意見等、特になし》

それでは次の項目「⑧施策の推進方針、第7条」に進みたいと思います。

【事務局：角田】

次の「⑧施策の推進方針、第7条」ですが、前回の会議でもお話をしたとおり、ここの内容は方針書をつくるための「施策」を考えていく部分となります。どんな施策にしていくのかを考えていくために、このあと発表してもらったアンケート内容を参考にするなど色々と準備をしながら考えていく必要があると思いますので、今はまだここの協議には入らず、次回からじっくり考えていくことにしたいと思います。そこで、先にその次の「⑨財政上の措置」や「⑩委任」の協議を終わらせていきたいと思いますが皆さまいかがでしょうか。

《賛成の丸いカードをあげていただくなど、全員異議なし》

【金子委員長】

それでは、そのように進めていきますのでよろしくお願いいたします。

では、18ページ「⑨財政上の措置、第8条」に進みます。

【事務局：角田】

次の「⑨財政上の措置、第8条」についてです。こちら修正箇所などを読みますので聞いてくだ

さい。

◆「⑨財政上の措置、第8条」の修正箇所

- ・「その人の特性に応じた」という部分を「その人のわかる方法による」に修正しました。
- ・「情報の発信と取得」という部分を「情報の発信や取得」に修正しました。

以上が「⑨財政上の措置、第8条」の修正部分となります。

【金子委員長】

今「⑨財政上の措置、第8条」の修正部分について説明がありましたが、修正箇所や内容について何かご意見などはありませんか。

《意見等、特になし》

それでは次の項目「⑩委任、第9条」に進みます。

【事務局：角田】

次の「⑩委任、第9条」ですが、こちらが最後の項目となります。この項目は修正箇所がありませんが、内容などについてご確認いただければと思います。

【金子委員長】

修正部分はないということですが、内容など何かご意見ありませんか。

《意見等、特になし》

それでは、これまでに協議をしてきた項目の中で、最後に確認や質問したいことがあればお聞きしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

【市川副委員長】

今協議した項目の中で情報の「発信」や「取得」という言葉が多く出てきたと思いますが、前回の「特性」という言葉と同じように「発信」や「取得」という言葉も少し難しい言葉なのではないかと感じたところです。法律的な用語としてこの言葉を使わなければならないというのであればこのままで良いと思うのですが、例えばもっとわかりやすく「情報を伝えること」や「情報を得ること」という表現に変えていったらどうかと思いました。

【金子委員長】

今のお話について、皆さまご意見などありますでしょうか。

【福江委員】

わかりやすい言葉を使った方がみんなに伝わりやすいので、変えることは良いことだと思います。

【金子委員長】

他に意見はありませんか。

《意見等、特になし》

それでは法律的に使わなければならない言葉なども関係してくると思いますので、一度事務局に法の担当者に確認をしてもらい、もしも問題がなければわかりやすい表現にしていければと思います。

ます。では、これより 10 分間の休憩に入ります。

【金子委員長】

時間となりましたので会議を再開いたします。これまで資料 1 について条例の内容などを協議してきましたが、資料 1 の最後のページについても事務局より説明いただけますか。

【事務局：角田】

資料 1 の最後のページ、22 ページと 23 ページの説明をします。こちらには前回の資料にも載せていましたが、条例の中に出てきた言葉の説明が書かれています。内容としては、「②目的、第 1 条」に書かれている「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」についての説明、それと「③定義、第 2 条」に書かれている「社会的障壁」や「合理的配慮」とはどうか、という説明が書かれています。これらは参考として載せておりますので、皆さんそれぞれでご確認いただければと思います。また、桑澤委員におかれましてはお渡しした音声化 CD にてご確認いただければと思います。

【金子委員長】

こちらについては前回の資料にも載せていた言葉などの説明ということで、皆さま宜しいでしょうか。

《意見等、特になし》

それでは次の「4. アンケートについて」に進みたいと思います。

#### 4. アンケートについて

【金子委員長】

次に、次第の「4. アンケートについて」ということで、前回皆さんにお願いをしておりましたアンケートの内容をそれぞれ発表してもらいたいと思います。アンケートの発表は 15 時 50 分頃を目処に終わりたいと思いますが、もしも発表の時間が足りなかった場合は、次回の会議でも引き続き行っていきたくと思っています。まずは、事務局より流れなどについてお話し願います。

【事務局：角田】

それでは説明いたします。前回お渡ししたアンケートについて、これから一人ずつ発表していただきます。また、皆さんの中には、自分以外のアンケートを持ってきた方もいると思いますが、自分が発表する番になりましたら、自分や自分以外のものを含めて、まとめて発表してもらいたいと思います。アンケート用紙は後ほど事務局で回収し、皆さんからいただいた内容をまとめ、これから施策の推進方針などを考えていくための資料になるものをつくっていきたくと思います。今日ですべての発表ができなかった場合は、先ほど金子委員長も話していたとおり次回も続けて発表などを行っていきたくと思っています。以上がアンケートについてとなりますので、よろしく願いいたします。

## 【金子委員長】

今、アンケートについてのお話がありましたが、何かわからなかったことはありますでしょうか。

（質問等、特になし）

それでは早速発表していただきたいと思いますが、発表の順番は杉本委員から反時計回りで発表をお願いしたいと思いますが宜しいでしょうか。

（意見等、特になし）

それでは杉本委員よりお願いします。

==以下、各委員より発表==

## 【杉本委員】

《石狩聴力障害者協会の会員などからの回答》

### ①外出をしていて困ったこと、気になったこと

・店内や建物の中で館内放送が流れるときがあるが、その内容がわからず不安になる。

### ②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

・マスクをしていて口が見えず、口話などから話が読み取れず不安になる。

・お会計をするときに、身振りで伝わらないことがあって困ったことがある。

## 【土谷委員】

### ①外出をしていて困ったこと、気になったこと

・冬の時期は歩道の除雪ができていないときがあるので、杖をついて歩く方はよく転ぶと聞く。

・横断歩道の白い部分が雨などにぬれていると滑りやすい。

・静かな車が後ろから近づいてきても気づけないときがある。

・建物に入ろうとしたときに住居表示がなくて見つけられないことがある。

### ②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

・スーパーのレジで、店員がマスクを着用してビニール越しから話されても聞き取れないときがある。

・専門用語で説明されてもわからないことが多い。

・自分の言いたいことをうまく説明できず困ったことがある。

### ③そのほかに、困ったことや気になったこと

・電話などで不明な点を質問したときに、何人も担当者が変わりその都度最初から説明しなくてはならないときがあった。また、電話の音声ガイダンスどおりに進めていたが当てはまる選択が無くなり困ったときがある。

・レジで店員に話しかけられたが、マスクをしていて話しかけられていたのかわからないときがある。

- ・冬は身体障がい者用の駐車場に立て看板などの目印がない所では、知らずに間違って停めてしまうことがある。
- ・店の出入り口に設置されているアルコール消毒用スプレーは障がいのある人は使えるのかどうかわからない。
- ・自転車の乗り方について、車道と歩道、それぞれに乗り方に決まりがある。車を運転していても歩道を歩いていても危ないことがあるので、自転車の乗り方の周知が必要ではないかと思う。

#### 【高橋委員】

##### ①外出をしていて困ったこと、気になったこと

- ・雪で買い物カートが押せなくて困る。また、雪で身体障がい者用の駐車場から車いすでお店まで入れない。札幌市など大きなところのお店だと地下や屋根付き駐車場、そしてエレベーターもあるので便利。

##### ②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

- ・マスクで口元が見えない。

##### ③そのほかに、困ったことや気になったこと

- ・学校にエレベーターが無く、障がいのある人や足などを怪我した際は大変だ。

#### 【朝倉委員】

#### 《石狩ファミリアホスピタルのデイケアに通っている方からの回答》

##### ①外出をしていて困ったこと、気になったこと

- ・グループホームの仲間と買い物に行くたびに、会計に手間取ってしまい気になる。年配で気の短い男性が怒ってレジを変えた人もいた。
- ・レジの仕事をしているときに、早くしてと言われたことがあった。
- ・薬の副作用でトイレが近く、時間が決まっている作業のときは困る。
- ・お金がないので10円玉で買い物をしたら嫌な顔をされた。
- ・タクシーに乗った時に手帳を見せたが割引にならなかった。
- ・ごみのポイ捨てが多い地域がある。
- ・冬の除雪の管理で、吹雪くと歩道がなくなる。
- ・病院で書類を書くのが大変。
- ・コンビニで車いすの方が扉を開けるのに苦労しているのを見た。
- ・精神保健福祉手帳を持っているがバスの割引ができないところもある。身体障がい者手帳を持っている人は使えると言っていた。
- ・建物に入った時に、周りを見渡すと目が回る思いがすることがある。
- ・足が不自由なので、車の乗り降りが大変。
- ・買い物に行って何点か買って帰ってきたが、一番買いたい物を忘れて買えなかった。

- ・地下鉄でどの車両から出れば出口が一番近いかわからなかった。

②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

- ・何を話しているのか聞き取れず、話の内容をつかむのに苦労する。
- ・人との言葉のやり取りが上手くいかない。
- ・目上の人と話をして失礼なことを言ってしまった。
- ・決めつけられて話をされたときは困る。
- ・話をしていて自分が障がい者と知られたときに差別されるような気がする。
- ・近所の障がいのある人が話を一方的にしてくるので困る。
- ・児童館のように日中に色々と話せるようなコミュニティスペースがあれば嬉しい。
- ・自分のことを一番正しいと思っている人と話すのが苦手。
- ・自分は少数派の人間だと思うので仲間が欲しい。
- ・説明しても理解してもらえないことが多い。
- ・多数派の道理を押し付けられることに苦痛を感じる
- ・人の顔はわかるが、名前がすぐに出てこない。

③そのほかに、困ったことや気になったこと

- ・話を否定すると怒り出した。
- ・障がい者手帳で受けられるサービスが少ない。
- ・困ったことを相談されたが相談にのれなかった。
- ・ゴールド免許証だったが、薬を飲んでいるのを理由に免許証を返上したほうがいいと言われて返したが、外に出られず辛い。
- ・タクシー券やバス券は、石狩市は2級だと2,000円分もらえるが、札幌市だと1万円分もらえると聞いた。8,000円の差は大きいと思うし、石狩市と札幌市では大きな違いがある。
- ・近所に泥棒が入って心配だ。

【市川副委員長】

《施設（障がい者支援施設 生振の里）に入所している方からの回答》

①外出をされていて困ったこと、気になったこと

- ・うまく言葉が伝わらないときがあった。
- ・階段に手すりがなくて怖かった。
- ・買い物でお金を出すときに時間がかかる。支援者に急かされることがある。
- ・トイレの表記がわかりにくく、どの戸を開けたらいいのかわからず困った。
- ・食事（軽食）の際、メニュー表に写真がなく、具体的にどんなものかイメージできず困った。

②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

- ・伝えたいことがあっても上手に伝わらなかった。

- ・困ったことを伝えたくても単語でしか訴えることができず伝えられないときや、伝えるのに時間がかかった。⇒文字やイラスト、写真を用いたコミュニケーションが取れたら安心できる。
- ・言われたことの理解が難しく、納得するまで時間がかかる。

③そのほかに、困ったことや気になったこと

- ・コロナ禍でなかなかできないが、また以前のようにどこかに出かけたり、お買い物に行きたい。

【福江委員】

《令和4年11月に、石狩大地の会の役員や会員などからの回答》

①外出をされていて困ったこと、気になったこと

- ・お店のレジでお金を払うときに後ろに人が並んでいたら、もたもたしないようにとドキドキしてしまう。
- ・お店に行ったがほしいものが見つからなかった。
- ・困ったら店員さんに聞く。
- ・スーパーの全店舗に石狩の情報のはりがみをはった方が、市民に分かりやすいと思った。
- ・お店の中で、車いすの方が棚の商品を取ろうとしたが取りづらそうだった。また、トイレの入り口が狭くて入りづらそうだった。
- ・お店の中の通路が狭いので、広くした方が良いと思った。

②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

- ・仕事中に人と大事な話しをしていたのに人の話に入ってくる人がいた。
- ・この質問の回答を考えると緊張してしまい、書くことが難しい。
- ・友達を怒らせるつもりはなかったのに怒ってしまい困った。
- ・バス停で、お年寄りから行き先や何番のバスに乗っていいのか尋ねられたときに、間違っただけで教えていないか困った。
- ・自転車に乗っている人に、ばらと霊園の行き方を尋ねられて困った。わからなかったので、交番に尋ねてくださいと返事をした。

③そのほかに、困ったことや気になったこと

- ・スーパーの全店舗に、石狩市の情報のパンフレットをつくっておいてほしいです。
- ・石狩市情報コミュニケーション条例の法律や制度をもっと学んでいきたい。
- ・話をしてはいけないときに、まわりで話をしている人が気になる。注意をして傷ついたら困るので張り紙が必要だと思う。
- ・言いたいことがあっても自分では言えない人もいるので、もう少し話を聞いてあげてほしい。
- ・この質問は難しく、考えてもなかなか回答が思いつかない。

【椿委員】

①外出をされていて困ったこと、気になったこと

- ・大きなスーパーなどの身体障がい者用駐車場に、身体障がい者とは関係のない人が駐車しているときがあるが、それがとても残念であるし石狩市はそういうことがないまちになってほしい。
- ・妊婦がつけているマタニティマークなどのサインがあると優先的に支援や配慮することを考えていくべきだと思うが、そういうのを見てもなかなか行動に移さない人が多いのではないかと思う。フランスなど海外ではそういうマークは生活の中で当たり前のように馴染んでおり、当然のように配慮している。石狩市もそういうことが普通にできるようになればいいと思う。
- ・障がいのある人というのがわかるようになれば、もっと配慮や支援がしやすいのではないかと思う。

### ③そのほかに、困ったことや気になったこと

- ・発達に障がいのある子どもが近年増えているということを知り、もっと周りもそういう立場や気持ちを知っていかなければならないと思う。自分の知り合いにも発達に障がいのある人がいるが、障がいへの理解を広げていき、誰もが住みやすい環境になればと思う。

### 【桑澤委員】

#### ①外出をしていて困ったこと、気になったこと

- ・初めから視覚に障がいのある人はそうではないかもしれないが、私のように途中で視覚障がいとなった者にとって一人で外出することは難しく、必ず同行する人がいなければならない。そして、外出で一番困ることはトイレであり、トイレの清潔さや流し方がわからないので使用する前に確認ができればと思う。そういう意味では外出するときは必ず同行してくれる人が欲しいし、周りに聞けたり声掛けをしてもらえるようになると助かる。
- ・歩行するときの点字ブロックは助かるのだが、中には直線に置かれていないで曲がって（カーブをして）置かれているものがあり、北や南などの方角で判断することもあるので、その場合どこに行っているのか方向がわからなくなることがある。行き先がわかるように直線に置いてもらえると思う。
- ・バスに乗ったときに運転手から手帳を見せてほしいと言われ、混みあっていることもあり持っている白杖（視覚に障がいのある人が使う杖）ではダメかと聞いたがダメと言われた。手帳を見せて千円札を渡そうとしたが、その運転手は人のお金は扱えないので隣のお客に頼んでもらうように言われて隣の方が助けてくれた。もう少し理解をしてくれてスムーズな対応ができるようになればいいなと思った。
- ・外でご飯を食べていて、食べ終わったと思ったが周りがまだ食べていた。なぜかなと思ったらまだおかずがあることを後になってから知った。声掛けをしてくれると助かるのだが、やはり同行してくれる人が欲しいと強く思う。

#### ②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

- ・相手の表情が見えなくて話していて不安になることがある。



③そのほかに、困ったことや気になったこと

- ・視覚に障がいがあることで、例えば広告に載っているコンサートなど、情報を得づらいつ感じるときがある。家族と一緒に住んでいる方はまだいいと思うが、一人暮らしの方だとさらに情報を得づらいのではないかと思う。
- ・聞いたことなどをすぐに書いて記録できないことが辛い。病気や年齢によって記憶力も低下していく中で、少しのことを言われても覚えづらく、テープ録音という手段もあるが操作が間に合わないなど上手くいかないときがある。

【三島委員】

《石狩市視覚障がい者協会瞳会の会員などからの回答》

①外出をしていて困ったこと、気になったこと

- ・移動が大変。トイレ、乗り物など、一人では外出できない。
- ・特にトイレは水の流し方など使用方法が違うので大変困る。
- ・病院など行った先の中の移動が大変。
- ・建物の外に出ると方向がわからなくなる。雪で買い物カートが押せなくて困る。車いすでお店まで入れない。

②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

- ・人と話すことが出来ない。話のきっかけが掴めない。
- ・見えないので、相手の顔がわからないし、表情もわからない。
- ・相手がいなくなってもわからないので一人で話していることがある。

③そのほかに、困ったことや気になったこと

- ・目的地に着いても玄関で迷子になる。
- ・壁が白いと遠近感がなくなるので多少見えても危険なことがある。
- ・自分の周囲のものは自分で決めて置いているので、勝手に移動しないでほしい。

【金子委員長】

①外出をしていて困ったこと、気になったこと

《障がいのある子を持つ親からの回答》

- ・いつもではないが、子どもが調子の悪いときは床の色等が変わることにより、前に進めなくなることがある。また、車が好きなために、店の入り口まで遠いとその間の車に触りたくて進めなくなるときがある。本人の思う方向と違うとイライラしてしまい、叫び声などをあげて周りで見られるときがある。大人になるにつれて、自分で我慢ができたりしてこれらのことがほとんど起こらなくなったが、後になって我慢した分が時間差でストレスとなって表れるようになっている。

- ・買い物大好きで、自分のおやつを買うのが楽しみではあるが、時々大声で品物の名前を叫ぶことがあり前の人驚いて振り向くと周囲の人にも振り向くということがある。買い物に行く前に大きな声で叫ばないようにと注意をしてから行くようにしている。親の私はなるべく障がいを理解してもらいたいということもあり、これからも買い物に連れていこうと思っている。いくときも決して一人で行かせず、必ず介助者と一緒に行くことにしている。

《支援者からの回答》

- ・困っていることを聞くことができる目印があるといいのではないかと思う。レジやお店の入り口などの目につくようなところに「困っていますカード」や何に困っているのかを本人が指差して伝えることができる文字やイラストカードのようなものがあるといいのではないかと思う。
- ・外出先で支援していくときは、どうしても周りに迷惑をかけていないか気になってしまう。もっと地域に障がいへの理解や受け入れてもらう気持ちがあればいいなと思う。
- ・値札やレジでお金を支払うときに、千円や百円、十円などのお金をそれぞれ何枚出せばいいのかがわかるようなものがあると、手持ちのお金と比べながら、より本人が買い物をしやすくなるのではないかと思う。

②人とお話をしたときに困ったこと、気になったこと

《支援者からの回答》

- ・言葉に抽象的なことが多く、コミュニケーションもニュアンスも言い方で受け取り方が変わるものだと思うので、そういう意味では初めからわかるようにイラストや文字になっているものを用意し、それらを使いながら本人とコミュニケーションすることで伝わりやすいのではないかと感じている。
- ・声を出して言えない、言いづらい、伝え方がわからないときなどに、これらを助けてくれる、文字、イラスト、写真、スマホアプリなどが整っている環境になればいいなと思う。

③そのほかに、困ったことや気になったこと

《支援者からの回答》

- ・大きなお店の場合となるが、お店の各コーナーに呼び出しボタンがあると良いなと感ずることがある。
- ・障がいは特別なことではなく、先天性や後天性も含め誰もが起こりうることで、障がいも個性の一つとして理解してもらい、そのことが自然と地域に広まればいいなと思う。また、理解されるためにも、障がいのある方々と地域とのコミュニケーションの場がもっと必要ではないかと思う。コロナ禍ではあるが、カローリング大会などのスポーツを通じた交流や町内会のお祭り、テーマを決めた意見交換会など、コミュニケーションの場となるきっかけはたくさんあると思う。

・災害時に向けた防災情報や災害時のシミュレーション、ガイダンスを、各障がい向けに理解できるものがあつたらいいなと思う。また、各障がいに配慮した避難方法や避難環境などについて、地域町内会に理解していただくような啓発も必要だと思う。

== 以上で各委員からの発表は終了 ==

#### 【金子委員長】

今皆さんから発表がありましたが、改めてこういうことがあったのかということがわかったのではないかと思います。この委員会の中でもこのような意見が出てくるので、市民の目線で考えるともっと色んな困り事や考えがあるのではないかと思います。やはり私たちはこういう声を拾っていきながらどんなことができるのかを考えていければと思います。また、アンケートに関して何か新たな意見がありましたら次回にでもお話しただければと思います。それと、今回、全ての内容を発表していない方もいるかと思いますが、あとでアンケート用紙を事務局で回収しますので、発表していない部分も含めて事務局にまとめてもらいたいと思います。

#### 【桑澤委員】

すみません。一つだけお話しさせてください。視覚に障がいのある人にとって、困っているときに声をかけていただきたいというときがあります。視覚に障がいのある人は「白杖」という杖を持っているのですが、この杖を両手で縦に持ち高く上げている時は「困っています」というサインとなります。もしもそういう場面を見ましたら声をかけてくれると助かるということ、ここにいる皆さんに知ってもらえると嬉しいなと思いました。

#### 【金子委員長】

今のお話を聞いて、私も初めてそういう困ったときのサインがあるということを知りました。こういうことを市の広報などで伝えていってもいいかもしれませんね。

#### 【三島委員】

広報で手話の写真が載っていますが、それと同じように今のサインはこういうことです、ということを紹介や説明ができればいいなと思います。

#### 【金子委員長】

なかなか伝わり切れていない部分がまだ色々あると思いますので、そういうものを市の方で広げていけるように検討をお願いしたいと思います。その他に質問などはありませんか。

（質問等、特になし）

それでは、以上で次第「4.アンケートについて」を終わり、進行を事務局にお返しします。

## 5. その他

【事務局：高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。まずは資料2について角田よりお話しします。

【事務局：角田】

それでは私の方から資料2についてお話しいたします。

《資料2、令和5年度石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）検討委員会予定表》

まずは《はじめに》ということで、今つくっている条例を、来年、令和6年の3月までに完成させるために、これからたくさん会議をしていくこととなります。少しでも会議を進めやすくするために、令和5年4月からの検討委員会開催日などを事務局で考えてみましたので、皆さんと確認したいと思います。それでは、「令和5年度の検討委員会開催日などについて」ということで聞いてください。

まず、令和5年度、第1回検討委員会の開催日を、令和5年4月28日（金曜日）14時からとしました。また、この時の目標や、やることは、条例のたたき台について検討することや、アンケート内容の話合いと施策の推進方針（条例第7条）を検討していくことを考えています。

次に、第2回検討委員会の開催日を、令和5年6月30日（金曜日）14時からとしました。目標や、やることは、施策の推進方針を完成させるとともに、条例の案を完成させることや、方針書のたたき台について検討していくことを考えています。

次の、第3回は、令和5年8月18日（金曜日）14時からとしました。このときには、方針書のたたき台について検討していくことを考えています。

次、第4回を、令和5年10月6日（金曜日）14時からとしました。目標としては、方針書を完成させることや、条例のなまえ、提言書の案について検討し、決定していくことを考えています。

そして、第5回は、令和5年11月10日（金曜日）14時からとしました。このときは、パブリックコメントに出す条例案の内容を確認することや、提言書を市に提出したいと考えています。

次に、2ページ目となりますが、令和5年11月下旬以降に、つくった条例の案について、市民から意見をいただくパブリックコメントを実施する予定です。また、パブリックコメントの実施期間は一カ月間ですので、1月の頭には終了する予定です。パブリックコメントが終わった後に、令和5年度第6回検討委員会を、令和6年1月下旬ごろに開催したいと考えています。この時は、パブリックコメントの結果についての報告や、完成した方針書の内容と条例の最終案について確認することとなります。この第6回検討委員会のあとに、令和6年3月に開催される石狩市議会へ条例の最終案を提出することとなります。条例が可決されるのは、議会の最終日、3月下旬ごろとなる予定です。可決がされましたら、委員の皆さまに文書でお知らせいたします。

次にその下に書かれている文書をお読みします。

今お話ししたとおりの予定で進むかわかりませんが、来年の3月に、条例の最終案を石狩市議会に提出するためには、このくらいのペースで、検討委員会を開催する必要がある、と考えており、また、最初から日にちを決めておくことで事前の日程調整を省略し、スムーズな開催ができると思っています。

そして次ですが、こちらは資料1の1ページ目の説明でお話ししたと同じことになるのですが、条例や方針書の内容は、市役所で法律を担当している職員にも確認をしてもらうこととなりますので、書き方や言葉について何か意見や修正があった時は皆さんにお伝えし、中には訂正をしなければならないこともあるかもしれませんが、その時にまた改めて考えていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

その次ですが、会議の進み具合によっては、どこかで1回多く、検討委員会を開催することになるかもしれませんので、そのことを覚えておいていただきたいと思います。

以上が、資料2の説明となるのですが、皆さま会議の日程などについてはいかがでしょうか。

《異議等、特になし》

まずは令和5年11月までの日程はこれで固定しご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして最後に、前回の会議で事務局より間違ってお話ししたことがありましたのでお伝えしたいと思います。前回までの会議では、パブリックコメントや石狩市議会に、条例と方針書の二つを出すということをお話ししていましたが、出すのは条例だけとなりますので、ここで訂正いたします。申し訳ありませんでした。ですが、これから考えていく施策の推進方針をもとに、方針書も予定通り皆さんで考えていくこととなります。前にもお話ししましたが、条例はこうします、ということが書かれて、そして方針書には具体的にこういうことをやっていきます、ということが書かれます。条例ができた時に、市民にわかりやすく広めていくためにも、この二つをつくることは必要なこととなりますので、今後についてもご協議の程、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【事務局：高井】

それでは、本日の会議は一部を除いて条例の言葉や文書について確認や修正案をいただき、また、皆さまからのアンケートの発表もいただいたところです。次回の会議ですが、施策の推進方針の検討に入っていきたいと思っておりますし、今回出されたスマートフォンなどのICTに関する言葉を入れていくことや、取得や発信などの言葉についても市の法の担当者に確認し、改めて報告、提案ができればと思います。それと、今回のアンケートの結果を踏まえて方針書のたたき台を事務局でつくっていきながらその検討にも入っていければと思います。

それでは最後に今日の感想などがあればお話しいただければと思います。

【三島委員】

一つ質問なのですが、方針書は条例が市議会で可決されたあとにつくるのですか。

【事務局：角田】

令和5年度中に、条例と合わせて方針書も一緒につくっていきたいと考えています。

【事務局：高井】

他に質問や今日のことについてなど、何かありませんか。

《質問等、特になし》

それでは、今日話された内容を事務局で整理しますので、また次回の会議でお話し合いしていただければと思います。次回の会議日程については先ほど資料2でお話ししましたが、令和5年4月28日金曜日14時から、会場はここで開催いたします。なお、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

## 6. 閉 会

【事務局：高井】

以上をもちまして、令和4年度第3回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

### 議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年 3月10日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩治